

役員定数を超過した投票の効力について

Q. 連記式投票をとる組合の役員選挙に際して、投票すべき役員数を超過して記載された投票（例、役員定数10人のところ12人記載）、あるいは投票すべき員数に達しなく記載された投票の有効、無効について回答されたい。

なお、本組合には、定款には連記式投票制は明記してあるが、連記すべき数の規定がなく、また規約等にもそれがない。

A. 選挙すべき役員数を超過した投票は、全部（記載された被選挙人員、設例では12人）無効である。

また、選挙すべき役員数に達しない投票については有効である。